

令和3年度事業報告

自 令和3年4月1日 ～ 至 令和4年3月31日

I 概 況

公益法人移行後10年目を迎えた令和3年度は、世界的パンデミック“新型コロナウイルス感染拡大”が依然として収束を見せない中、ワクチン接種や治療薬の開発など医学的な抑制策と新しい生活様式の浸透により社会経済活動の回復を図っていました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻という予期せぬ事象が更に世界経済を圧迫し、正に混迷の時代になりました。

日本においては、原油を始めとした各種原材料の不足から予想以上の物価高騰を招き、半導体の確保が出来ず自動車や産業機械など製造業への影響も続いています。コロナ禍での長引く自粛制限により飲食、ホテル旅館業などサービス業に至っては売上高の回復が見込めず、不安定な経営状況が続く倒産、廃業は業種別では最多となっています。

また、県内特に県央地域においては、幾多の経済危機を乗り越えて来た経験や培った高度な技術力・アイディア等により大きな落ち込みとはなっていない。個人消費において不要不急の外出制限、テレワークなどの導入により「巣ごもり需要」の関連業種においては高成長となっているが、酒類を提供する飲食サービス業、イベント事業者においては今後の自粛制限の解除やコロナ陽性者の減少が回復の鍵となっています。

当法人会においても「地域住民の健康第一」を考慮し、国・県・市町村から全法連・県連を通じて行なわれた要請・指示に従い、三密を避けるため、各種研修会・セミナー・講演会の大半を中止せざるを得ませんでした。

しかし、法人会は『税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する』ことを目的としています。

そのため例年に比べ本当に少ない機会でしたが、感染拡大防止策を十分に行った上で、研修会・セミナーを開催致しました。

またその他、会員企業の皆様が外出することなく税の知識・経済意識を取得できるよう、インターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進を図るとともに、多くの参考図書を配布して知識の向上に努めました。

主な事業活動は以下のとおり。

【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、新型コロナウイルス感染拡大が下火になった頃合いを見て、税に関する研修会・セミナーを一部の地区会で開催致しました。

また、親会でも今まで税務署主体で開催していた「年末調整説明会」や「決算期の説明会」なども開催して多数の方から参加頂きました。

これらの説明会・研修会については、徹底して新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ、公益性という立場から、会員のみならず一般市民にも参加を呼びかけ開催致しました。

租税教育活動では、今年度は学校側からの「租税教室」開催要望が少なく、その中から当法人会では1校のみ開催となりました。

DVDを中心に行い、子供たちに人気の1億円の模擬紙幣については、それぞれ当法人会が用意

した「使い捨て手袋」を生徒数用意するなどウィルス感染拡大防止策に最大限気配りをして租税教室を行いました。

また、毎年実施している「分水おいらん道中」「燕青空展示即売」での「税金クイズ」は、コロナ禍で行事が中止となった事から、昨年同様に実施は出来ませんでした。

税の広報活動としては、年 2 回の会報の発行の他、地元新聞、HP、地域のFMラジオへの生出演や広告欄への掲載などによる広報活動を実施しました。

【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、昨年度から始まった「想いをつないで 50 年『会員企業を守りたい』」キャンペーンなどによる会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢、ガバナンスの構築等の他、経費の節減などの管理運営に努めて参りました。

II 公益関係

[1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
「会社の決算と申告」についての説明会	4回	103名	巻税務署担当官
新設法人税務研修会	1回	10名	〃
税務セミナー 《適格請求書等保存方式の概要》	3回	43名	〃
年末調整説明会	3回	102名	〃
「消費税インボイス制度の概要について」 の説明会	2回	141名	〃
合計	13回	399名	

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

コロナ禍、感染防止のため研修会・セミナー・講演会の開催を思うように出来なかった本年度は、自宅にいて、自社にいたまま聞けるようにと思い、このインターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進に努めました。

このセミナーは、政治・経営から税務・労務・健康等、多彩なセミナー内容と講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下のとおりとなりました。

【月別利用状況】

令和 3 年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アクセス数	851	468	375	434	354	407	341	521	366	444	518	616
一般利用	3	8	7	8	6	9	9	13	8	12	10	18
会員利用	74	58	43	47	52	74	56	74	72	61	61	75

(2) 租税教育活動

① 租税教室

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組む予定でしたが、コロナ禍、学校側からの租税教室開催要望が激減し、当法人会が開催できたものは1校でした。

小学6年生の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、青年部会を中心に「租税教室」を実施しています。児童に楽しく学んでもらえるよう、1億円のレプリカを用いるなど、様々な工夫を凝らし、感染拡大防止のため、消毒液、マスク着用、検温、使い捨て手袋を使用するなどして、感染拡大防止策を徹底した上で実施しました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	新潟市立和納小学校6年生 27名	青年部会・女性部会・事務局 4名
研修会	租税教育講師養成研修	コロナ禍にて開催中止(資料のみ)

② 燕地区・西蒲地区租税教育推進協議会定期総会に出席

開催日	名称	出席者
R3.6.15	燕市租税教育推進協議会定期総会	書面決議
R4.3.11	西蒲区租税教育推進連絡協議会定期総会	書面決議

③ 税の啓発用資料等配布 実施状況

主催	配布数	配布資料
親会	巻税務署管内13中学校2年生1,234名 資料配布数 1,380部	税の啓発資料入りクリアファイル 抗菌マスクケース(マスク入り) 税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」
青年部会	巻税務署管内24小学校6年生964名 資料配布数 1,195部	法人会蛍光ペン、ポケットティッシュ 税に関する絵はがきコンクール応募はがき 税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」 冊子「おじいさんと赤いつぼ」

④ 税に関する絵はがきコンクール

女性部会を中心に「第6回税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。

小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

今年度もコロナ禍でありましたが、206通の作品の応募があり、その中から巻税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、表彰いたしました。

⑤ 巻税務署管内税務協力団体協議会合同納税表彰式

昨年同様に「新型コロナウイルス感染防止」の観点から、中止となり個別表彰となりました。

(3) 税の広報活動

① 燕西蒲法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	「燕西蒲法人会だより」	年2回	各1,400部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各1,400部

② 税金クイズ開催で街頭広報

今年度は“新型コロナウイルス感染防止”の観点から、全て中止となり実施出来ませんでした。

③ e-Tax 広報

- ・ 税務研修会開催時に担当官からの説明とチラシを配布
- ・ 会報「法人会だより」に掲載

④ ホームページによる税の広報

税についての情報コーナーを掲載（定期的に内容を更新）

また、各種研修会の案内を随時公開し、会員及び一般市民にも参加を呼び掛けています。

⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

具体的には、各種研修会やホームページでのツールから紹介を行いました。特に「会社の決算と申告についての説明会」においては、経理事務担当者に直接説明致しました。

(4) 研修用教材の配布

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和3年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

配布したテキスト等

- ① 会社取引をめぐる税務Q&A（令和3年度版）
- ② 会社の決算・申告の実務（令和3年度）
- ③ 会社役員のための確定申告実務ポイント（令和3年分）
- ④ 令和3年度 税制改正のあらまし（速報版）
- ⑤ 令和3年度 税制改正のあらまし
- ⑥ 新設法人のための会社の税金ガイドブック（令和3年度版）
- ⑦ 税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑧ 消費税法改正のお知らせ
- ⑨ 源泉所得税 実務のポイント（令和3年度版）
- ⑩ 税の啓発用テキスト「タックスフントとけんたくん」
- ⑪ 電子帳簿保存法が改正されました
- ⑫ 適格請求書等保存方式の概要「インボイス制度の理解のために」
- ⑬ 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- ⑭ 自主点検チェックシートを活用していますか？
- ⑮ 契約書や領収書と印紙税
- ⑯ 令和3年分わかりやすい年末調整実務のポイント
- ⑰ 「消費税」を知ろう
- ⑱ 消費税のあらまし
- ⑲ 消費税軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド
- ⑳ 何がどう変わる？改正電子帳簿保存法
- ㉑ 基礎からわかるインボイス
- ㉒ おさえておきたい改正相続法と税務15のポイント
- ㉓ これで万全！消費税複数税率の区分経理・申告ハンドブック
- ㉔ 決算法人説明会動画配信

[2] 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和3年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、5月13日付で全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」の通り（P14）

(2) 税制改正要望大会

要 望 大 会

令和4年度税制改正スローガン

- ◇ *ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
財政改革の実現を！*
- ◇ *適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！*
- ◇ *コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！*
- ◇ *中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！*

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、燕西蒲法人会としては会長・税制委員長・事務局長で税制改正の実現に向けて、令和3年12月9日に衆議院議員の鷲尾英一郎代議士に「令和4年度税制改正に関する提言」を陳情するとともに、燕市役所を訪問し、鈴木燕市長並びに大原市議会議長へ、また弥彦村役場に訪問し、小林弥彦村長への陳情を行いました。

(4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」の通り（P18）

[3] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和3年度の経営支援に関する研修会の実施状況

令和3年度の研修会開催状況は下記の通りです。

項目別研修会等開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
新規学卒就職者ビジネスマナーセミナー (一部WEB参加)	1	156	株NTTネクシア 川崎 博子 氏

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
事業再構築補助金の採択に向けた取り組みについて	1	17	霜鳥経営デザイン 霜鳥 亮 氏
3級簿記講座	12	168	セントラル税理士法人 税理士 高頭 日出夫 氏
越境ECリスクセミナー 「海外販路開拓における契約上のリスク」	1	21	弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士 中村 崇 氏
越境ECリスクセミナー 「越境ECプラットフォーム出店におけるリスク」対策	1	21	マーシュジャパン(株) 池 渕 候 氏
経営改革セミナー 「事業継続力強化計画」作成セミナー	1	20	E I C保険エージェンシー(株) 小 林 修 氏

合 計 17回 403名 (内、一般175名)

(2) 社会貢献事業

① いちごプロジェクト（節電運動）の呼掛け

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト（15%節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業並びに地域の祭やイベント等へ配布し、他にも会館等の窓口に置いてもらい一般にも節電を呼びかけました。

(パンフレット2,400枚・うちわ1200本配布)

② オリジナルキャラクターグッズの活用

法人会で自由に活用でき、知名度・好感度を獲得するためにオリジナルキャラクター「けんたくん」グッズを研修会・租税教育活動等の参加者に配布しました。

③ 今年度の福祉施設への寄贈運動は以下のとおり。

施設名	寄贈内容	寄贈日
新潟市西蒲区社会福祉協議会	新タオル 2,000本 ビニール手袋 1箱	令和3年10月26日

④ 新潟ワコール縫製(株)との木綿端材の贈呈活動継続

施設名	内容	実施日
老人保健施設「楽楽」(燕) (直接受渡しの為、報告による)	ビニール袋 特大 16袋	R3. 4.20
	〃 特大 19袋	R3. 5.21
	〃 特大 19袋	R3. 6.22
	〃 特大 9袋	R3. 7.26
	〃 特大 14袋	R3. 8.20
	〃 特大 14袋	R3. 9.25
	〃 特大 8袋	R3.10.25
	〃 特大 12袋	R3.11.15
	〃 特大 13袋	R3.12. 7
	〃 特大 11袋	R3.12.24
	〃 特大 11袋	R4. 1.21
	〃 特大 22袋	R4. 2.16
	〃 特大 6袋	R4. 3.23

(3) 租税教育活動として「税金クイズ」開催

毎年、4月ツバメルシェ分水おいらん道中会場、10月ツバメルシェ燕青空即売会場にて開催していましたが“新型コロナウイルス感染拡大防止”のため催事が中止となり、開催出来ませんでした。

(4) 経営支援・その他に関する資料の作成・配布

- ① 機関誌「ほうじん」(季刊)
- ② 法人会だより(年2回)
- ③ 税の啓発用まんが「タックスフントとけんたくん」
- ④ 小学生高学年向け 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- ⑤ 「消費税」について
- ⑥ 「いちごプロジェクト」“無理なく、無駄なく、快適に”
- ⑦ これだけは身につけたい!職場の基本マナー
- ⑧ すぐに役立つビジネスマナー
- ⑨ 若手社員の税金・社会保険教室
- ⑩ 職場の防災ハンドブック
- ⑪ 企業戦略としての健康経営
- ⑫ 中小企業のためのSDGsと経営

Ⅲ 共益関係

[1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織

会員数 1,081社(令和4年3月31日現在)
組織率 38.6%(所管法人数2,758社・賛助会員48名)
内、法人5名・個人43名

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		増減	期末会員数
	入会	退会		
1,100社 (内、賛助会員47名)	7 (内、賛助会員3名)	26 (内、賛助会員2名)	△19 (内、賛助会員1名)	1,081社 (内、賛助会員48名)

部会	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部会	41名	0名	1名	△1名	40名
女性部会	62名	1名	5名	△4名	58名

(3) 広報活動の充実

- ① 支部・地区会において会員増強運動を展開し、役員を中心に入会勧奨に努めました。
- ② ポスターによるPR
「税を味方に、強い経営を。企業を支える80万社の経営者ネットワーク 法人会」をキャッチコピーとして作成したポスターを役員企業・各事務局へ配布並びに各種法人会の研修会場に掲示しPRを実施しました。
- ③ 新設法人データを活用し新設法人のための研修会を開催し、法人会事業を紹介しました。
- ④ 地元FMラジオに出演し、事業のPRを行いました。

(4) 部会・地区会事業の充実

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部 会	定 時 総 会	1 回	2 1 名
	研 修 会 の 開 催	2 回	4 0 名
	会 議 の 開 催	3 回	4 0 名
	そ の 他 の 会 議	1 回	2 名

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
女 性 部 会	定 時 総 会	書 面 開 催	議 案 書 送 付
	研 修 会 の 開 催	0 回	0 名
	会 議 の 開 催	2 回	2 2 名
	そ の 他 の 会 議	6 回	7 名

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
各 地 区 会 (9 地 区)	定 時 ・ 通 常 総 会	3 回	4 0 名
	研 修 会 の 開 催	4 回	3 8 4 名
	会 議 の 開 催	1 2 回	8 3 名
	そ の 他 の 会 議	1 回	7 0 名

(5) 青年部会・女性部会の活動

① 青年部会関係

事 業 名	実施回数	参加人数
税務セミナー	1 回	2 0 名
「租税教室」開催 [新潟市立和納小学校 1 校]	1 回	1 名
第 3 5 回 法 人 会 全 国 青 年 の 集 い [佐 賀 大 会] W E B 参 加	1 回	4 名
経営改革セミナー [事業継続力強化計画作成セミナー]	1 回	2 0 名
合 計	4 回	4 5 名

② 女性部会関係

事 業 名	実施回数	参加人数
第 1 5 回 法 人 会 全 国 女 性 フ ォ ー ラ ム [新 潟 大 会]	1 回	1 1 名
税に関する絵はがきコンクール審査会	1 回	2 名
「租税教室」開催 [新潟市立和納小学校 1 校]	1 回	1 名
合 計	3 回	1 4 名

(6) 福利厚生事業

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険会社3社との連携を密にするため開催
(福利厚生制度推進連絡協議会 令和3年11月18日 実施)

② 福利厚生制度推進に功績のあった法人会役員・会員等への表彰

福利厚生制度創設50周年キャンペーンを継続

③ 保険 3 社の加入状況について

R4. 3 月末現在	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	249社	184社	198社
会員加入率	23.40%	17.61%	18.60%

(7) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

公益社団法人燕西蒲法人会会員のうち、申告・納税の良好な事業所に勤務し、次の何れかに該当するもの。

1. 現在経理関係の事務に携わっており、毎年4月1日現在において、経理事務の経験が5年以上の者で、勤務成績良好な者。
2. 勤続5年以上の者で現在（又は過去の相当期間）経理部門を主として担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦する者。（指導的立場とは……係長・課長などをいう）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることは言うまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

優良経理担当職員表彰式

例年、通常総会開催時に表彰式を開催しておりましたが、「新型コロナウイルス」感染拡大防止の為、令和3年度の表彰式は中止と致しました。

(8) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催しています。

令和3年6月27日(日)に新型コロナウイルス感染防止対策として、ハーフコンペ形式で表彰式は開催せず実施しました。

【第13回親睦ゴルフコンペ】

開催日 令和3年6月27日(日)
会場 新潟カントリー倶楽部
参加者 51名

IV 管理関係

[1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や法人会活動のPRに努めました。

[2] 諸会議等の開催状況

(1) 総会

第10回（令和3年度）通常総会

開催日 令和3年6月7日（月）午後3時
会場 燕三条ワシントンホテル
出席者数 624名（うち委任状による者589名）
議事 第1号議案 令和2年度決算報告承認の件

第2号議案 役員改選の件

第3号議案 その他

報告事項

(1) 理事会承認事項

- ① 令和2年度事業報告
- ② 令和3年度事業計画
- ③ 令和3年度収支予算
- ④ その他

(2) 理 事 会

[第1回]

開催日 令和3年4月19日(月) 午前11時00分

会場 萬会館燕店(燕市)

出席者数 33名

審議議題

(1) 第10回通常総会提出議案

- ① 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
- ② 第2号議案 令和2年度収支決算承認の件
- ③ 第3号議案 役員改選の件
- ④ 第4号議案 功労者表彰決定の件
- ⑤ 第5号議案 その他

[第2回]

開催日 令和3年9月17日(金)

会場 書面開催

出席者数 全理事40名より同意書受理

審議議題

- ① 第1号議案 令和3年度会員増強推進運動の件
- ② 第2号議案 令和3年度社会貢献活動の件

[第3回]

開催日 令和3年11月18日(木) 午後2時00分

会場 岩室温泉「ゆもとや」(新潟市)

出席者数 25名

審議議題

- ① 第1項議案 「新春特別講演会・合同新年会」の開催について
- ② 新入会員の承認について

報告事項

- ① 社会貢献活動「タオルの贈呈」について
- ② セミナー事業の開催状況について

[第4回]

開催日 令和4年3月24日(木) 午前11時00分

会場 萬会館燕店(燕市)

出席者数 31名

審議議題

- ① 第1号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件
- ② 第2号議案 令和4年度収支予算(案)承認の件
★令和3年度見込決算状況の報告
- ③ 第3号議案 第11回通常総会の件
- ④ 第4号議案 令和4年度第1回正副会長会議・理事会開催(案)の件
第30回優良経理担当職員表彰の件
第14回親睦ゴルフコンペの件
- ⑤ 第5号議案 新入会員承認の件

報告事項

- ① 令和4年度全法連・県法連功労者表彰候補者に関する件

② その他

(3) 正副会長会議

[第1回]

開催日 令和3年4月19日(水) 午前9時30分
会場 萬会館燕店(燕市)
出席者数 13名
審議議題 (1) 第11回通常総会提出議案

- ① 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
- ② 第2号議案 令和2年度収支決算承認の件
- ③ 第3号議案 役員改選の件
- ④ 第4号議案 功労者表彰決定の件
- ⑤ 第5号議案 その他

[第2回]

開催日 令和4年3月24日(木) 午前9時30分
会場 萬会館燕店(燕市)
出席者数 11名
審議議題

- ① 第1号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件
 - ② 第2号議案 令和4年度収支予算(案)承認の件
★令和3年度見込決算状況の報告
 - ③ 第3号議案 第11回通常総会の件
 - ④ 第4号議案 令和4年度第1回正副会長会議・理事会開催(案)の件
第30回優良経理担当職員表彰の件
第14回親睦ゴルフコンペの件
 - ⑤ 第5号議案 新入会員承認の件
- 報告事項
- ① 令和4年度全法連・県法連功労者表彰候補者に関する件
 - ② その他

(4) 監事会

開催日 令和3年4月16日(水) 午後2時
会場 燕西蒲法人会事務所
出席者数 4名
内容 令和2年度(公社)燕西蒲法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委員会

厚生委員会(福利厚生制度推進連絡協議会)

開催日 令和3年11月18日(木) 午後3時00分
会場 ゆもとや(岩室温泉)
出席者数 40名
議題 福利厚生制度の現状説明と今後の推進方法等について

(6) 事務担当者(9地区)会議

[第1回]

開催日 令和4年3月28日(月) 午前11時
会場 燕商工会議所 3階 新館研修室
出席者数 10名
議題

- (1) 第4回理事会承認事項
- ① 令和4年度事業計画(案)の件
- ② 令和4年度収支予算(案)の件

- ③ 今後の会議体・事業について
- (2) 令和4年度各地区会予算の件
- (3) その他
 - ① 令和4年度地区会担当者の確認
 - ② 法人会だより編集委員の委嘱

(7) 会報編集会議

[第64号]

開催日 令和3年7月27日(木) 午前11時00分
 会場 燕商工会議所 3階 新館研修室
 出席者数 5名

[第65号]

開催日 令和3年12月13日(月) 午前11時00分
 会場 燕商工会議所 3階 新館研修室
 出席者数 5名

(8) 県法連・全法連会議等

年月日	件名	出席者数	会場
R3. 5.26	県法連 理事会	2	ホテルイタリア軒
6.11	県法連 通常総会	9	ホテルイタリア軒
6.14	県法連 新潟法人会・合同税制委員会	1	にいがた法人会館
7.26	県法連 厚生委員会・大型保障制度特別推進会議	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
8.30	全法連 新任事務局長セミナー	1	WEB開催
9.29	県法連 理事会	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
10. 7	全法連 第37回法人会全国大会 (岩手大会)	3	WEB開催
10.28	局法連 事務局担当者研修会	2	WEB開催
12. 3	県法連 年末特別講演会	15	ホテルイタリア軒
R4. 2. 9	県法連 総務委員会	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
2.15	県法連 理事会	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
3. 4	全法連 事務局セミナー	1	WEB開催

(9) その他の関係会議等

年月日	件名	出席者数	会場
R3. 6.23	巻税務署管内税務協力団体協議会 定期総会	1	燕商工会議所
6.15	燕市租税教育推進協議会 定時総会	書面開催	書面決議にて承認
R4. 1. 4	燕市新春賀詞交歓会	1	燕市吉田産業会館
3.11	西蒲地区租税教育推進協議会 定期総会	書面開催	書面決議にて承認

令和3年度 功勞者表彰受賞者名簿

《関東信越国税局長 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 監事 田中 久一 氏

《巻稅務署長 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 女性部長 原田マサ子 氏

《巻稅務署長 感謝状》

(公社)燕西蒲法人会 前副会長 寺澤 清仁 氏

《巻稅務署長 感謝状》

(公社)燕西蒲法人会 前專務理事 山村 美明 氏

《(公社)全国法人会總連合 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 理事 杉山太三郎 氏

《(一社)新潟県法人会連合会 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 副会長 森井 康 氏

《(一社)新潟県法人会連合会 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 理事 神田 勲 氏

《(一社)新潟県法人会連合会 感謝状》

(公社)燕西蒲法人会 前專務理事 山村 美明 氏

《(公社)燕西蒲法人会 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 前理事 龜倉 信行 氏

《(公社)燕西蒲法人会 感謝状》

(公社)燕西蒲法人会 前副会長 寺澤 清仁 氏

《(公社)燕西蒲法人会 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 前理事 藤田 廣瀨 氏

《(公社)燕西蒲法人会 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 前理事 廣木 睦生 氏

新潟県連がまとめた要望事項

令和 4 年度税制改正要望事項

総 論

第一 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大で、戦後最大ともいふべき危機に直面し、需要が一気に冷え込み、経済社会活動がほとんど機能不全に陥っています。

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設され、こうした投資等を行う企業に対する繰り越し欠損金の控除上限の特例が設けられました。

また、中小企業の経営資源の集約化による、事業再構築等を促す措置が創設されました。加えて家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例延長等が行われました。

新型コロナは、企業活動に深刻な影響を与え、資金力の乏しい中小企業は、事業継続の限界にきています。資金繰り支援、給付金措置、納税や社会保険の支払い猶予措置の制度が導入されているが、手続きのスピード化、簡素化を図る必要があります。状況によっては、適切かつ迅速な追加支援措置が必要と思料されます。

コロナウイルス終息には、長期間を要する状況で、感染の動向に応じ、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

「経済成長なくして、財政再建なし」

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要であります。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、今回の一連の財政支出負担も加わり、財政の健全化と持続可能な社会保障制度の構築が引き続き重要な課題であります。

第二 行財政改革の徹底

令和 3 年度予算編成は、歳入 106.6 兆円のうち、税収は 57.4 兆円。国債の新規発行額は 43.6 兆円であり、公債依存度は 40.9%となり、令和 3 年度末の国及び地方の長期債務残高は、1,209 兆円となる見込みであります。

令和 3 年度の経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済の両立を図ると、閣議決定されています。

経済・財政一体改革を推進し、デフレ脱却と経済成長の道筋を確かなものとしつつ、歳出、歳入両面からの改革を推進します。

しかし、本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば「成長実現ケース」における 2025 年度の基礎的財政収支対 GDP 比は、 $\Delta 1.1\%$ ($\Delta 7.3$ 兆円)であり、基礎的財政収支が黒字化するのは 2029 年度となる見込みであります。

しかし、デフレ下でのコロナ禍においては、プライマリーバランス赤字となるのはむしろ必然であり、民間での信用収縮を補うためには政府が定量的な計算を前提に国債発行し、財政出動して市中貨幣供給しなければなりません。国債は日銀引き受けにより、実質的に貨幣発行と等価になり、政府にとっては、景気の安定装置の働きをする基本的な役割があります。タイミングよく、現在はマイナス金利なので「国債を発行すると、将来世代の負担が減る」状況になっています。また、失業率が上がり生活保護受給者が増えれば財政支出が増え、プライマリーバランス赤字に動き、景気回復すれば、税収が増え、逆にプライマリーバランス黒字に動きます。

プライマリーバランスは結果的にそうなるのであり、表面的にそれ自体を目的化しても余り意味がありません。むしろ現在の状況で強制的にプライマリーバランス黒字化することは、逆効果であり、経済が悪化するだけでなく、産業の衰退を招くことになりかねませ

ん。よって、この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で経済・財政一体改革に取り組むよう求めます。

第三 中小企業支援策について

緊急経済対策において資金繰り支援・給付金や補助金措置、雇用調整助成金の特例措置が導入されています。これら制度の手続きの迅速化・簡素化を図り実効性を上げる必要があります。また、税制面では納税猶予・欠損金の繰り戻し還付適用対象の拡大、固定資産税の軽減措置や社会保険料の支払い猶予も必要、コロナウイルス感染終息が見えない中で、必要に応じ、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していく必要があります。

第四 社会保障制度改革推進について

日本の社会保障制度（年金・医療・介護）は、税方式ではなく「保険方式」で運営されています。今後、少子高齢化の影響が考えられるが、日本の社会保障は保険料と公費を財源にするのが基本であり、保険は、誰が、いつ、いくら支払ったか記録にのこりますが、消費税等にすると、それがわからなくなってしまうため、あくまで社会保障は保険方式を貫くべきであります。一方で少子高齢化が進み、国民の社会保険料負担を少しずつ増やしていかざるを得ないことになるかもしれませんが、今すぐに何とかしなければならぬという状況ではありません。日本が一定の経済成長を続ける限り、社会保障制度は維持できることを明確にするバランスシートの公表が求められます。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があると思います。

第五 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多くあります。

特に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業を継続していくための拡充が必要とされています。

1、法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきであります。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600 万円程度に引き上げる必要があります。

2、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充が必要となります。

3、役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきであります。

第六 消費税制について

消費税率について単一税率の維持という従来からのスタンスに変更はありません。10%引き上げ時に導入された、軽減税率制度は、事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から多くの問題があります。また、令和 5 年 10 月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和 3 年 10 月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまります。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えています。これら事業者が事務負担増等の理由によ

り、廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求めます。

第七 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものであります。

事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業継承税制の創設を求めます。相続税・贈与税の納税猶予制度の特例が4年目を迎え「特例継承計画」の提出期限が令和5年3月末と迫ってきたことから、適用状況等を踏まえながら、さらなる拡充・緩和および適用期限の延長を求めています。

第八 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられます。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要であります。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 納税者の事務負担軽減の観点から「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産30万円まで拡大すること。

2 事業所税について

事業所税は、市町村合併の進行により、課税主体が拡大するケースが目立つ、固定資産税と二重課税的な性格を有することから、廃止すべきです。

第九 マイナンバー制度について

少子・高齢化が加速する中で、社会、経済構造を変革し、行政コストを引き下げる為に、より一層のデジタル化が必要であります。活用が低迷しているマイナンバーカードの取得を更に推進し、本制度のインフラを最大限活用していく必要があります。今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになっており、政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れることが求められます。また、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要と考えられます。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

- 1 ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。
- 2 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。
- 3 不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。
- 4 会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

第二 所得税関係

- 1 土地・建物等の損益通算
土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。
- 2 不動産所得の負債利子の損益通算
土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。
これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていること

から損益通算を復活させること。

3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を 300 万円(現行 200 万円)に引き上げること。

第三 相続税・贈与税関係

1 親族外への事業承継に対する措置の充実

2 贈与税の控除額引上げ

(1) 昭和 63 年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人 1 人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

4 課税財産の見直し

(1) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

以上

法人会が要望した項目のうち改正が行われたもの

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

[その他]

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。